

平成 21 年 6 月 5 日現在

研究種目：基盤研究 (C)
 研究期間：2006～2008
 課題番号：18520540
 研究課題名 (和文) 清代中国における琉球漂着民救済システムの体系的研究
 研究課題名 (英文) A systematic study of rescue policies for Ryukyuan castaways during the Qing dynasty
 研究代表者
 赤嶺 守 (AKAMINE MAMORU)
 国立大学法人 琉球大学・法文学部・教授
 研究者番号：20212417

研究成果の概要：

本研究では、これまでの筆者の研究を統括する形で、琉球漂着民に対する清朝の救済システム構造の解明を行った。研究分析を進めるための基礎作業として、詳細なデータベースの作成を試みた。研究分析を対象とする項目は「航海理由」「漂着月日」「漂着地」「漂着船の種類」「出発地」「目的地」「搭載貨物」「漂着民の救助形態」「漂着者数」「死亡者数」「死亡理由」「福州における撫恤品及び銀両」「中国側通事 (土通事) の役割」「漂着者の身元確認」「破損船の修復」「船の売却 (変売)」「搭載貨物の売却 (変売)」「福州琉球館への護送方法・経緯」「沿岸各省における救済 (賞賚)」「福州における下賜品 (加賞) の賞給方法」「搭載貨物の免税措置」「漂着者の送還方法」「漂着者救済に関する行政文書の収発経路」の 23 項目を設定した。本研究におけるデータベースの作成では、中国や台湾で新たに発掘された史料を駆使し、資料間の異同の校合を行い、正確かつ詳細なデータ情報を組み込む作業を行った。本研究はそうしたデータベースに基づいた統計的・体系的な分析研究が中心となっている。本研究を遂行することで、これまでの研究では解明されていなかった清代中国における琉球漂着民に対する救済システムの構造が見えてきた。本研究の研究成果は、単に琉球漂着民の救済システムの解明に留まることなく、最近注目されている環東シナ海の漂流・漂着の実態及び救済体制を解明する上での参考研究となるであろう。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,500,000	0	1,500,000
2007 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
年度			
年度			
総計	3,500,000	600,000	4,100,000

研究分野：中琉関係史

科研費の分科・細目：史学・東洋史

キーワード：清代 琉球 漂流 漂着 救済システム

1. 研究開始当初の背景

清代における琉球船隻の中国沿岸への漂着に関しては、進貢船・接貢船（進貢使節の迎接船）・護送船（中国人漂着民の送還船）そして一般船隻等の事例を確認することができる。本研究の対象となる一般船隻の漂着事例は中国沿岸各省で確認でき、琉球漂着民は中国側史料の中では「遭風難番」「遭風難夷」「遭風難人」「遭風洋人」といった記述で出てくる。一般船隻の中国沿岸への漂着に関しては、これまで順治年間（1644-1661）から同治年間（1862-1874）にかけて『清実録』『歴代宝案』『中山世譜』等の漂流・漂着記載により 324 件（乗船者数 5470 人、死亡者数 660 人）の漂着事例が確認されている。

これまでの琉球漂着民における研究では、漂着に関する個別案件の研究、一定時期の漂着・送還に関する分析、あるいは漂着全体を概観する研究が中心になされてきた。漂着民に関するデータベースについては、渡辺美季の「清代の一般船漂着一覧<259件>」（「清代中国における漂着民の処置と琉球（一）（二）」<『南島史学』54号/55号, 1999/2000>）が最も詳しい。しかし、それは順治年間から道光年間にかけての案件で、咸豊年間以降のデータは含まれていない。

筆者は、平成13年度～平成15年度科学研究費補助金（基盤研究（C）（2））研究成果報告書「清代琉球漂着民送還体制の基礎的研究」で、琉球船隻の中国への漂流・漂着について、『清実録』『歴代宝案』『中山世譜』以外に既刊の『明清史料』『内閣大庫档案』『明清档案』『清代外交史料』『清季外交史料』『籌弁夷務始末』『籌弁夷務始末補遺』『四国新档』『清代琉球国王表奏文書選録』『清代中琉関係档案選編』『清代中琉関係档案統編』『清代

中琉関係档案三編』『清代中琉関係档案四編』『清代中琉関係档案五編』そして故宮博物院（台北）の「宮中档奏摺」や「軍機档」といった档案史料等の漂流・漂着記載により、光緒24（1898）年までの清代全体の琉球漂着民に関するデータベース「清代琉球一般船隻漂着一覧」（項目内容：[西暦][中国年][王代][出発地][目的地][漂着地][漂着月日][漂着者][漂着者の確認方法][船舶所属][船舶規模][装載貨物][航海理由][護送経過][乗員][死亡][撫恤・加賞][変売・修船][帰国方法]）を作成した。こうした項目のデータベースの作成で、現在筆者は、清代全体の漂着事例及び琉球漂着民をめぐる救助から送還に至る各案件における中国側の処置を大方把握している。

筆者は①「清代の琉球漂流民送還体制について ― 乾隆二十五年の山陽西表船の漂着事例を中心に」（「東洋史研究」第58巻第3号、pp84～109, 1999）を発表して以来、中国や台湾で発掘・刊行された中琉関係档案史料の漂着民関連記事に注目し、その収集・分析を始め、これまでに②赤嶺守「清代の琉球漂着民に対する賞賚品目について」（「日本東洋文化論争」第6号、pp181～192, 2000）、③赤嶺守・張維真「清乾隆期中国対琉球遭風難民的撫恤及遣送制度」（馮明珠編「文献与史学」陳捷先教授古稀記念論文集、遠流出版、pp433～451, 2002）、④赤嶺守「清代福州における琉球漂着民の撫恤について―加賞を中心に」（「第七回琉球・中国交渉史に関するシンポジウム論文集」沖縄県教育委員会、pp65～78, 2004）といった論考を発表してきた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、本研究と密接に関連する研究課題として行った基盤研究 C 一般「清代琉球漂着民送還体制の基礎的研究」における漂着民に関する「清代琉球一般船隻漂着一覧」をカバーするデータベース「清代一般琉球漂着民救済一覧」を作成し、データベースの統計的な内容の完成度を高め、これまでの研究では解明されてこなかった清代中国における琉球漂着民の救助から送還に至る救済システムを体系的に解明にすることにある。

「清代琉球一般船隻漂着一覧」の作成の際には、資料的・時間的な制約もあり、また利用した資料群に関連記述がなく空白にせざるをえなかった項目をかなり残す結果となった。そうした項目については、新たな関連資料の閲覧そして収集を行う中で、データの再入力をおこないデータベースの項目ごとの入力情報を充実させる必要がある。また「漂着者数」や「死亡者数」についても、漂着者数と死亡者数に異同のある資料が存在することから、新たに収集した資料も加え、さらに校合をおこない、全案件を通して正確な数値が把握できる統計的な数値を示す必要がある。その他にも、同一案件の項目の中で資料群の内容の異同により、正確な情報を入力できたかどうか疑わしい項目が何件かあった。そうした項目に関しても資料間の校合を急ぎ、より正確な且つ詳細なデータ情報を組み込む作業を行なわなければならない。

本研究におけるデータベース「清代一般琉球漂着民救済一覧」の作成では、清朝の漂着民救済システムを解明し得る項目として「航海理由」「漂着月日」「漂着地」「漂着船の種類」「出発地」「目的地」「搭載貨物」「漂着民の救助形態」「漂着者数」「死亡者数」「死亡理由」「福州における撫恤品及び銀両」「中国

側通事（上通事）の役割」「漂着民の身元確認」「破損船の修復」「船の売却（変売）」「搭載貨物の売却（変売）」「福州琉球館への護送方法・経緯」「沿岸各省における救済（賞賚）」「福州における下賜品（加賞）の賞給方法」「搭載貨物の免税措置」「漂着民の送還方法」「漂着民救済に関する行政文書の牧発経路」の 23 項目を設定した。本研究では、資料間の校合に基づく統計的・体系的なデータベースの作成そしてそうしたデータベースの分析・研究が中心となる。

「清代一般琉球漂着民救済一覧」を完成させることで、これまでの研究では解明されてこなかった清代中国における琉球漂着民の漂着から送還における多様な救済システムを具体的且つ体系的に解明できるものと考えている。また本研究の研究成果は、単に琉球漂着民の救済システムの解明に留まることなく、最近注目されている環東シナ海の漂流・漂着の実態及び救済体制を解明する上でも重要な比較参考の研究対照となるであろう。本研究では、そうしたデータベースの各項目の記事に基づいた清代中国における漂着民に対する救助から送還に至る救済システムの体系的解な解明をめざすと同時に、時代的変遷も併せて検討する。

3. 研究の方法

本研究では、上記の既刊資料以外にさらに北京の中国第一歴史档案馆や台湾の故宫博物院文献処・中央研究院の所蔵する未刊の档案資料及び琉球王国時代に作成された漂流・漂着記述の多い那覇市歴史博物館・沖縄県公文書館・沖縄県立博物館・沖縄県立図書館の所蔵する『家譜』を利用して、新たに体系的なデータベースを作成した。データベースの作成にあたっては、上記の渡辺美季が作成した「清代の一般船漂着一覧」や劉序楓が作成した『清代档案収録外国関係海難史料目

録』（『前近代東アジアにおける海域交流成立条件に関する基礎的研究』財団法人トヨタ財団 1998 年度研究助成 B 研究報告書、2004 年 4 月、海域交流史研究会）を参照しながら、より具体的に且つ詳細なデータベースの作成を目指した。データベースの項目の中には、朝鮮や越南・呂宋への漂着者もすべて東アジアにおける琉球漂着民送還のターミナル的存在であった福州に護送され、中国国内での撫恤を受けて送還されていることから、そうした漂着民もデータ入力の対象とした。作成したデータベース「清代一般琉球漂着民救済一覧」の項目は上述の「航海理由」「漂着月日」「漂着地」「漂着船の種類」「出発地」「目的地」「搭載貨物」「漂着民の救助形態」「漂着者数」「死亡者数」「死亡理由」「福州における撫恤品及び銀両」「中国側通事（上通事）の役割」「漂着民の身元確認」「破損船の修復」「船の売却（変売）」「搭載貨物の売却（変売）」「福州琉球館への護送方法・経緯」「[沿岸各省における救済（賞賚）]」「[福州における下賜品（加賞）の賞給方法]」「搭載貨物の免税措置」「漂着民の送還方法」「漂着民救済に関する行政文書の牧発経路」の 23 項目であるが、そのほかに備考欄を設け必要事項の注釈をいれた。データ分析にあたっては、これまでの国内外における琉球漂着民に関する研究成果を踏まえた上で、表やグラフの作成が可能な項目については、表やグラフを用いて清朝における琉球漂着民の救済システムに関する統計的・体系的な分析を試みた。

4. 研究成果

本研究で作成したデータベース「清代一般琉球漂着民救済一覧」では、順治 11（1654）年から光緒 24（1898）年までの清代全朝に及ぶ漂着民の救済事例を網羅した。先行研究では確認されていなかった漂着事例や、これまで漂着事例の実態把握がなされていなかった

た光緒年間の漂着事例を併せると、漂着件数は 385 件、乗船者数は 6, 313 人、死亡者数は 727 人となり、清代かなりの一般琉球漂流民が中国沿岸各省に漂着したことがわかる。漂流・漂着の集中する時期については、旧暦の 6・7 月に集中していることが、集積データの結果に出ており、夏の暴風の時期に多く発生し、それは自然現象と大きく関連していたことがわかる。しかし、漂着船の中には交易目的の偽装漂着があり、清末には琉球復国運動に従事した清国への亡命者を乗せた偽装漂着船も存在し、データにはそうした漂着とみられる案件も存在することから、時期的特徴及び時代背景についてはそうした問題と併せて検証する必要がある。琉球漂着民の漂着事例については、上述したように中国沿岸各省で確認できる。漂着件数は浙江省が 158 件、福建省が 128 件で、この二省が最も多く、江蘇省 39 件、広東省 19 件、山東省 16 件と次いでいる。浙江省については搭載貨物の売却の際に優遇措置がとられることが多く、また供給される救済の品目や銀両も他省に比べて多い。特に搭載貨物の売却の際に優遇措置がとられることについては、偽装漂着による密貿易と繋がる可能性がきわめて高く、「船の売却（変売）」「搭載貨物の売却（変売）」の項目記事の中には、そうした密貿易に関わる案件が存在していたことも指摘できよう。「漂着地」については、府レベルでは浙江省の寧波府が 76 件でもっとも多く、福建省台湾府の 61 件、浙江省温州府の 40 件がそれに次いでいる。「漂着船の種類」については、清代に中国沿岸に漂着した琉球一般船隻は、町船や村船として使用された琉球で建造されたジャンク型の「馬艦船」が多く、中には 12 反帆馬艦といった大型船の漂着事例も存在する。その他に「連縛独木舟」といったクミブネや琉球・薩摩間を往復した「楫

船」などがあり、本項目ではそうした漂着船を分類し併せて船隻の所属も記した。「航海の理由」や「出発地」・「目的地」の項目は漂流の発生が宮古や八重山といった遠距離の離島を結ぶ航路で多発していたことを明示している。また「装載貨物」「搭載貨物の免税措置」「漂着者数」「死亡者数」「死亡理由」については、その多くを王府の外交文書である『歴代宝案』や清代中国の行政機関の保存文書である「档案」類の記載内容に準じて記入した。「装載貨物」についても、「歴代宝案」や「档案」類の記載内容に準じた。「漂着民の救助形態」については、漁舟・糖船・捕魚番丁・営船・哨船・捕魚塾番・客船・商船・庄民・英国夾板船と多様で、発見時に特に中国の民間人に対しては救済義務が負わされていなかったことから、漂着民の救済を拒否するといった問題も生じていた。清代、日本との支配関係を隠蔽するため、身元を証明する船手形には大和文字や日本との関連を示す内容や年号等の記述があったことから、王府の指令で漂着後すぐに船手形を焼き捨てるよう命じられ、ほとんどの漂着民が船手形を焼き捨てている。そうしたことから、中国側の身元確認では、漂着民が文盲のケースでは相当難渋していた。各省で中央に報告した漂着民の名前や年齢が、福州での土通事による身元確認で、訂正（更正）されて中央へ再報告されるケースも多々発生している。中国側通事（土通事）の役割「漂着民の身元確認」ではそうした点も考慮して関連記事を入力した。乾隆2（1737）年に、救済に関する銀兩の支出については各省の藩庫の存公銀の使用が許可されたことから、各省で救済の際に公費（存公銀）による銀兩支出がおこなわれるようになる。「福州における撫恤品及び銀兩」「[沿岸各省における救済(賞賚)「福州における下賜品(加賞)の賞給方法]「破損

船の修復」では各案件のそうした事例を記入した。「福州琉球館への護送方法・経緯」「漂着民の送還方法」では、漂着船・漂着民の各省から福州琉球館への護送方法（水路或いは陸路）及び経緯・期日そして原船や貢船での帰国方法等について記入した。「漂着民救済に関する行政文書の収発経路」では、漂着民の救済については様々な文書が収発されていることから、そうした行政文書の収発経路について記入した。本研究における分析・研究は、すべてこうしたデータベースの項目事例に基づいて行った。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

①赤嶺守・謝必震「朱振生氏による琉球館調査手記」、『第1回琉中関係学術討論会論文集』、琉中関係研究会、2009年、p1～p13。

〔図書〕(計2件)

①赤嶺守「<琉球処分>と久米村」、『久米毛氏四百年記念誌』、社団法人久米国鼎会、2008年、p76～p103。

②赤嶺守『琉球王国』、講談社、2009年第三刷出版、p1～p228。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

赤嶺 守 (AKAMINE MAMORU)

琉球大学・法文学部・教授

研究者番号：20212417

(2) 研究分担者

(3) 連携研究者